

特別養護老人ホーム東海の里

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人東海が開設する特別養護老人ホーム東海の里（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム東海の里
- (2) 所在地 東海市富木島町藤ノ棚1番地の1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

施設長は、理事長の命を受け施設の業務を統括し、職員を指導監督する。

(2) 医師 1名以上

医師の職務は、利用者の診療・健康管理及び保健衛生指導とする。

(3) 生活相談員 1名以上

生活相談員の職務は、入退所に於ける面接手続き事務等と利用者の処遇に関すること、苦情や相談等に関することとする。

(4) 介護職員及び看護職員、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1名以上

介護職員 31.0以上(常勤換算)

看護職員 3.0以上(常勤換算)

介護職員及び看護職員の職務は、介護職員は利用者の日常生活の介護・指導・相談及び援助とし、看護職員は利用者の診療の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理とする。

(5) 管理栄養士 1名以上

管理栄養士及び栄養士の職務は、栄養ケア・マネジメント計画の作成等、献立作成・栄養計算等を行い調理員を指導して給食業務を行うこととする。

(6) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員の職務は、利用者の機能訓練に関することと、それに伴う介護職員への指導などを行うこととする。

(7) 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員の職務は、利用者の要介護申請や調査に関すること、サービス計画の作成等、利用者やその家族の苦情や相談に関すること、他のサービス事業者や支援事業者との折衝、地域住民への相談業務などとする。

(8) 事務員 1名以上

事務員の職務は、庶務及び会計事務とする。

(利用定員)

第5条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。

(1) 空床利用型 特別養護老人ホームの定員の100名以内

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
- (2) 日常生活動作の機能訓練
- (3) 健康チェック
- (4) 送迎

2 介護報酬の告示上の額以外は利用者の負担とする。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

- | | | |
|---------|--------|------------|
| (1) 食費 | 朝食 | 4 1 5 円 |
| | 昼食 | 5 1 5 円 |
| | 夕食 | 5 1 5 円 |
| (2) 居住費 | 個室 日額 | 1, 2 3 1 円 |
| | 多床室 日額 | 9 1 5 円 |

3 前項に定めるもののほか、利用者から別紙の費用の支払を受けるものとする。

4 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるとする。

5 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるとする。

6 事業所は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービス内容及び費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。

7 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

8 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して

事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

（緊急時等における対応方法）

第7条 生活相談員等は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（通常の送迎の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

- (1) 東海市、大府市、知多市、東浦町、豊明市、名古屋市緑区の区域とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第9条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- (2) 特別養護老人ホームと併設のため、入所生活の規則は特別養護老人ホームの規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- (3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

（非常災害対策）

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（その他運営についての留意事項）

第12条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6カ月以内
- (2) 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は〇〇法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

特別養護老人ホーム東海の里

介護保険給付外サービス料金表

品目	単位	料金
(1)日常生活用品費		
歯ブラシ	1本	170円
歯磨き粉	1本	170円
入れ歯洗浄剤	1個	10円
	1箱(48錠入)	420円
	1箱(108錠入)	820円
ティッシュペーパー	1箱	100円
その他の日常生活用品 (タオル、寝具等で利用者様が施設 でご用意した物以外を希望した場合)		実費
(2)おやつ代	1日	100円
15時のおやつ代です。誕生日会な ど行事のおやつ代も含まれます。		
(3)教養娯楽費	1回	実費
レクリエーションで使用する材料費 です。		
(4)衛生材料費	1本	50円
(たん吸引が必要な利用者様のたん 吸引用チューブ代金) チューブ代、消 毒代を含む		
(5)クラブ参加費	1回	実費
参加するクラブによって異なりま す。(外出時等の昼食代、おやつ代の 実費です)		

品目	単位	料金
(6)喫茶費 毎週土曜日の午前中及び月に1回日曜日に実施。	1回	100円
(7)金銭管理費 各種支払い、入出金など、預かり金の管理費です。	1月	1,000円
(8)行政手続き代行費 役所へ申請等、行政手続きの代行を行った時の費用です。 介護保険関係及び、入所時の手続きは除きます。	1件	500円
(9)買い物代行費 本人の希望による買い物を代行した時の費用です。	1件	500円
(10)クリーニング代行費 本人の希望でクリーニング店への取りつぎを代行した時の費用です。	1件	500円
(11)複写サービス サービス提供の記録等、本人又は家族の希望により複写を行った時の費用です。紙代を含みます。	1枚	10円
(12)写真現像サービス（施設印刷） 施設のカラープリンターで印刷をします。印画紙代を含みます。	1枚	20円
(13)証明書発行手数料	1件	100円
(14)理美容代（カット及び顔そり） 施設が依頼する業者での対応になります。	1回	2,000円

品目	単位	料金
(15)理美容代（カットのみ） 施設が依頼する業者での対応になります。	1回	1,800円
(16)電気機器使用料金 個人的に使用するテレビ、電気毛布などの使用料金です。	1製品1日につき テレビ 1台 電気毛布 1枚 その他電気機器 10W当たり	40円 60円 20円
(17)病院受診付き添い費 協力医療機関、東海市内の病院を除きます。	1回 2時間まで	5,000円
(18)病院受診付き添い費（延長）	2時間を超えた場合 合30分につき	1,500円